

クリーンガス相当量認証申請解説書

2024年8月13日改訂

クリーンガス証書評価委員会事務局

当解説書の目的

当解説書は、申請者の方々に、クリーンガス製造設備認定後、クリーンガス相当量認証までの流れについて正しくご理解いただき、スムーズに手続きを進めていただくためのものです。

クリーンガス相当量認証申請までに必要な準備、クリーンガス相当量認証申請に必要な申請書類、留意事項等について解説します。

クリーンガス相当量認証までの流れ

日程（例）	内 容	
3月31日	設備認定	
4月1日	(1) クリーンガス相当量計測開始日確定 (申請者(=証書発行事業者) ⇔ガス製造者)	<ul style="list-style-type: none"> ✓ クリーンガス相当量の証拠書類を準備 ✓ 1年以内であれば、任意の期間（例:6ヶ月、3ヶ月）でクリーンガス相当量認証申請も可
翌年3月31日迄(①)	(2) クリーンガス相当量申請期間の確定 (申請者⇔ガス製造者)	
①以降	(3) クリーンガス相当量認証申請書類提出（申請者⇔クリーンガス証書評価委員会事務局） ※ 申請書類は、捺印版申請書を含めすべて電子媒体とし、電子メールにて事務局に送信。紙媒体での提出は不要。事務局から申請者に申請書番号等連絡。 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 申請書類の確認及び審査（現地確認を含む場合もある）。 ➤ クリーンガス証書評価委員会の招集及び審議。 	
委員会開催日 +1日	(4) 相当量認証及び認証通知（クリーンガス証書評価委員会事務局⇒申請者） <ul style="list-style-type: none"> ➤ シリアルナンバー、認証日等について、電子メールにて連絡 ※「クリーンガス相当量認証証明書」は、原則として四半期毎に発送します。それ以前に必要な場合はご連絡ください。	
ガス量認証後 (四半期毎)	クリーンガス証書発行状況報告（申請者⇒クリーンガス証書評価委員会事務局） ※ 日程は一例で、申請内容や繁忙状況等により認証までの日数は変わります。	

(1) クリーンガス相当量等の初期値確定

設備認定日の翌日以降に製造されたクリーンガス相当量について認証可能（設備認定日より前のクリーンガス相当量は認証不可）。

設備認定日の翌日以降の任意の日に、クリーンガス相当量認証の初期値となるクリーンガス相当量等の計量器指示数等のエビデンスを揃える。

※ 設備認定において「認証可能・対象クリーンガス製造量確認データ及び計算書」（事務取扱要領 附属書9）で示した提出書類のうち、初期値の確定が必要な書類を準備。

(2) クリーンガス相当量等の終期値確定

クリーンガス相当量認証の対象期間は、最長1年（但し、年度を跨がない。例外として2024年度は、相当量認証申請の受け付け期限を2025年2月末日までとします。それ以降の2024年度分の相当量（終期値が最大2025年3月31日）については、2025年4月以降に認証申請を受け付けます。）。

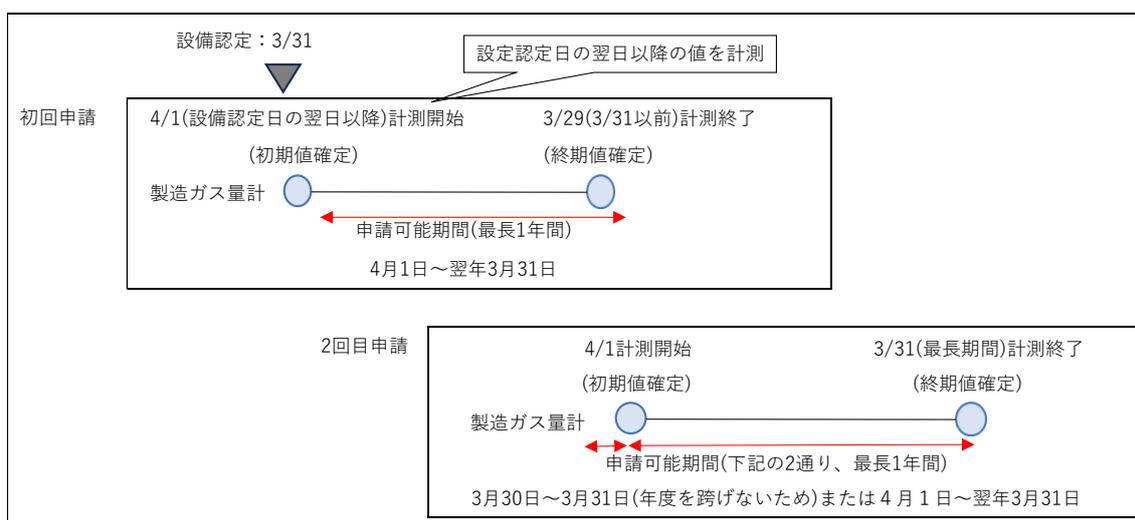
初期値から1年以内の任意の期間で、対象期間の終期値となるクリーンガス相当量等の計量器データ等のエビデンスを揃える。

エビデンス一式を揃える（「クリーンガスの認証対象ガス製造量確認データ及び計算書」で示した提出書類全て）。

- システムや計量器のデータ、計量器写真など
- 運転月報（クリーンガス量、稼働時間）
- メタン含有率など

※ エビデンスには、日時・作成者・作成者の捺印等が記されていること。

(2) クリーンガス相当量申請期間の確定（対象期間）



計量器等写真撮影における留意事項

計量器写真の撮影例

撮影記録内容

- ・ 設備認定番号
- ・ ガス製造設備番号
- ・ ガス製造者氏名
- ・ 撮影日時
- ・ 撮影者

ガス量

No.

基準適合証
有効期限

他のガス製造設備の計
量器写真と混同しない
ように注意すること。

撮影記録	
設備認定番号	0000
ガス製造設備番号	No.0000
ガス製造者氏名	00 00
撮影日時	0000年0月0日 0時0分
撮影者	00(株)00部00課 00 00

ガス量の指示数、計器番号が
容易に読み取れること。

計量器写真および撮影記録内容
が1枚に納まっていること。
もしくは、計量器写真をWord
・ Excel等の電子文書や台紙に
貼付け、撮影記録内容を付記
すること。
撮影日時を必ず記載すること。

(3) クリーンガス相当量認証申請書類提出－①提出書類

所定の申請書一式に、(1)(2)で揃えたエビデンスを添付した申請書類一式を提出する。

- クリーンガス相当量認証申請書（事務取扱要領 附属書7）
 - ✓ 申請者はクリーンガス証書発行事業者としてください。
 - ✓ 申請者の項には、責任者のサインを記入（または捺印）してください。
 - ✓ 新規証書発行事業者による申請の場合には、別途、企業概要説明資料および事業スキーム説明書の提出が必要となります。
 - ✓ 水素製造・販売事業者、及び二酸化炭素製造・販売事業者：名称のみならず、連絡先等(HP アドレスを含む)も記入してください。事業者コードが不明な場合には、クリーンガス証書センターまでお問い合わせください。
- クリーンガス受け入れ実績報告書（同 附属書8）
- クリーンガスの認証対象ガス製造量確認データ及び計算書（同 附属書9）
 - ✓ 認証可能ガス製造量の算定における端数処理は、過大に認証しないよう、安全側で以下の内容で端数処理します。
 - ・メタン等の含有率については、小数点以下第2位を切り捨て、第1位までを記入してください。
 - ・クリーンガス相当量の初期値は小数点以下切り上げ、終期値は小数点以下切り捨て（2回目以降のクリーンガス相当量認証申請での初期値は、少数点以下切り捨

て)としてください。

- ✓ 計器データの項では、計器が特定できるよう流量計やガスクロマトグラフィーの名称、型番、及びシリアルナンバーを記入してください。また、計器が製造設備認定時と異なる場合には、その旨を明記してください。
- (1)(2)で揃えたクリーンガス量等を示すエビデンス書類(「クリーンガスの認証対象ガス製造量確認データ及び計算書」で示した提出書類全て)
- ※ 申請書類は、申請者の捺印がある書類を含め、すべて電子媒体で提出してください。

(3) クリーンガス相当量認証申請書類提出－②留意事項

事務取扱要領や各種ガイドラインを十分にご確認のうえ、申請書を作成・提出してください。申請書類を複数でチェックするなど、必要申請資料の欠落やケアレスミスがないようにしてください。

書面審査の過程で指摘された申請資料の不備や確認事項に対して、極力速やかに申請資料の修正、回答をお願いします。

- 申請書の記入漏れ、記入誤り
- 校正済計量器等データ、クリーンガス相当量等実績データ、エビデンスの未提出、不備
- 表現等ガイドライン違反など

クリーンガス証書評価委員会事務局の責めに帰すべき理由によらず、申請後6ヶ月が経過しても認定・認証が行われなかった場合、申請を取り消す場合があります。

(3) クリーンガス相当量認証申請書類提出－③その他

クリーンガス製造事業者は、認証対象となるクリーンガス相当量に相当するクリーンガス価値(環境価値)を保有しないことになるため、「CO₂排出削減に寄与している」などクリーンガス価値に基づく表現を行っていないことを確認してください(表現等に関するクリーンガス製造事業者用ガイドラインの遵守)。

その他初回のクリーンガス相当量認証申請時までに提出する必要がある届出等

- 証書発行事業者マーク届出書
- 証書関連情報の管理責任者・管理体制図

(4) クリーンガス相当量認証証明書発行

クリーンガス相当量認証証明書は、原則として四半期ごとに発送します。
それ以前に必要な場合はご連絡ください。

クリーンガス証書発行状況報告

申請者は、各年の 3, 6, 9, 12 月の月末時点におけるクリーンガス証書の契約ごとの状況（証書関連情報）を、原則として四半期ごとにクリーンガス証書評価委員会事務局へ電子媒体で提出してください。

なお、申請資料ならびに認証済みクリーンガス相当量に誤りがあったことが認証後に判明した場合には、認証済クリーンガス相当量修正申請書（事務取扱要領 附属書 20）を提出することにより、修正認証を申請することができます。

以上